

指定管理業務に関する改善指示書の発出について

1 発出日

令和7年5月9日（金）

2 施設名称及び管理体制

施 設 名 称：青森市新青森駅西口駐車場及び青森市新青森駅南口駐車場

指定管理者：太平ビルサービス・タイムズ共同企業体

有 人 時 間：午前8：00～午後5：00（2名体制）

※繁忙期は3名増員し、勤務時間延長等柔軟に対応

無 人 時 間：午後5：00～午前8：00（コールセンターによる遠隔対応）

3 発出理由

○事故発生による施設の破損があったにもかかわらず本市への連絡を怠った。

○無人の時間帯に駐車場内が異常に混雑している状況を把握していなかったこと、また、利用者から渋滞しているとの通報をコールセンターで受けていたものの、速やかに要因を確認せず、人員配置による精算等の混雑緩和の対策を講じなかった。

以上のことが確認され、管理業務の改善が必要と認められることから、協定書第11条に基づき改善指示書を発出した。

4 経緯

○5月5日（月）午後5時30分頃、新青森駅西口駐車場西側に設置されている出口ゲートが車両事故により破損し、2箇所あるゲートのうち1箇所を使用停止。

○5月6日（火）駐車場係員が退勤後の午後5時30分頃から午後8時30分頃まで、駐車場で渋滞が発生し、利用者が2時間以上駐車場から出場できなくなる事態が発生。

○5月7日（水）午前10時30分頃、出口ゲートの破損と渋滞について本市へ報告。

○5月8日（木）午後5時30分頃、破損したゲートの復旧

※ゲートの破損箇所については資料2ページの新青森駅西口駐車場平面図参照

5 改善指示内容

○事故及び施設の破損等があった場合は、速やかに施設設置者に連絡する体制とすること。

○無人の時間帯においても、駐車場内の混雑や異常等について状況把握ができる体制に改善し、必要に応じて人員配置を行うこと。

6 今後の対応

本市は、指定管理者から速やかに業務の改善報告を受けることのほか、年2回のモニタリング調査を通じて施設の管理運営状況を確認し、必要に応じて改善指導を行い、施設設置者として当該施設の適切な管理運営が行われるよう努めることとする。

新青森駅西口駐車場平面図

